

関係地域

関係地域とは、「東京都環境影響評価条例」第49条の定めにより、環境影響評価書案に「環境に影響を及ぼすおそれがある地域」として記載されている以下の地域です。

三鷹市
新川一丁目、新川二丁目、新川三丁目、新川四丁目、新川五丁目、新川六丁目、中原二丁目、中原三丁目、中原四丁目、北野二丁目、北野三丁目、北野四丁目、牟礼二丁目、牟礼三丁目、牟礼四丁目、牟礼五丁目、牟礼六丁目、牟礼七丁目、井の頭五丁目、下連雀一丁目、下連雀二丁目、下連雀三丁目、下連雀四丁目、下連雀五丁目、下連雀六丁目、下連雀七丁目、下連雀八丁目、下連雀九丁目、上連雀二丁目、上連雀三丁目、上連雀四丁目、上連雀五丁目、上連雀六丁目、上連雀七丁目、上連雀八丁目、上連雀九丁目、井口一丁目、井口二丁目、井口三丁目、野崎一丁目、野崎二丁目、野崎三丁目、野崎四丁目、大沢一丁目、大沢二丁目、大沢三丁目、深大寺一丁目、深大寺二丁目
調布市
深大寺北町一丁目、深大寺北町二丁目、深大寺北町三丁目、深大寺北町四丁目、深大寺北町五丁目、深大寺北町六丁目、深大寺北町七丁目、深大寺東町一丁目、深大寺東町二丁目、深大寺東町三丁目、深大寺東町四丁目、深大寺東町五丁目、深大寺東町六丁目、深大寺東町七丁目、深大寺東町八丁目、深大寺南町一丁目、深大寺南町二丁目、深大寺南町三丁目、深大寺南町四丁目、深大寺南町五丁目、深大寺元町二丁目、深大寺元町三丁目、深大寺元町四丁目、深大寺元町五丁目、佐須町五丁目、柴崎二丁目、西つつじヶ丘一丁目、緑ヶ丘一丁目
武蔵野市
境南町一丁目、境南町二丁目

環境影響評価書案の縦覧期間・場所

- 縦覧期間
平成21年3月27日(金)～4月27日(金)
- 縦覧場所
- 三鷹市生活環境部環境対策課(市役所第二庁舎2階)
 - 調布市環境部環境政策課(市役所8階)
 - 武蔵野市環境生活部環境政策課(市役所西棟7階)
 - 東京都環境局都市地球環境部環境影響評価課(都庁第二本庁舎8階)
 - 東京都多摩環境保全事務所管理課(立川合同庁舎4階)

都市計画案の縦覧期間・場所

- 縦覧期間
平成21年3月27日(金)～4月10日(金)
- 縦覧場所
- 三鷹市都市整備部まちづくり推進課(市役所本庁舎5階)
 - 調布市環境部環境政策課(市役所8階)
 - 環境部ごみ対策課(調布市深大寺東町7-50-40、調布市クリーンセンター内)

環境影響評価書案・都市計画案への意見書の提出

環境影響評価書案及び都市計画案について意見をお持ちの方は、それぞれ意見書を提出することができます。
環境影響評価書案へのご意見は... 都市計画案へのご意見は...

提出先：東京都環境局都市地球環境部環境影響評価課 〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1 第二本庁舎8階
提出期限：平成21年5月11日(月) 郵送の場合、当日消印有効
記載事項：1.氏名及び住所 2.対象事業の名称 3.環境の保全の見地からの意見

提出先
・三鷹市都市整備部まちづくり推進課都市計画係 〒181-8555 三鷹市野崎1-1-1 0422-45-1151(内線2814)
・調布市環境部環境政策課 〒182-8511 調布市小島町2-35-1 042-481-7111(代表)
・調布市環境部ごみ対策課 〒182-0012 調布市深大寺東町7-50-40 042-481-7686
提出期限：平成21年4月10日(金) 直接持参又は郵送(当日必着)
記載事項：1.都市計画案の名称 2.住所 3.氏名 4.意見
【都市計画に関する問い合わせ先】 詳細については、上記の提出先までお問合せください。

説明会に関する問い合わせ先

新施設建設準備室

電話 042-490-5374

ふじみ新ごみ処理施設整備事業

環境影響評価書案・都市計画案説明会 開催のお知らせ

ふじみ衛生組合 042-490-5374

ふじみ衛生組合では、平成20年3月に策定された「新ごみ処理施設整備実施計画」に基づき、平成25年度稼働予定の新しいごみ処理施設(ごみ焼却場)の整備を進めています。

このたび、環境影響評価調査計画書に基づく、環境影響評価書案がまとまりました。また、併せて都市計画案()について、以下の日程で説明会を開催しますので、お知らせいたします。

()新ごみ処理施設整備に伴う都市計画変更・決定の手続きについては、三鷹市・調布市が行います。

説明会の会場及び日程

4月3日(金)19時 三鷹駅前コミュニティセンター地下1階大会議室	4月4日(土)10時 三鷹市公会堂別館 3階第7会議室	4月4日(土)15時 調布市総合体育館 小体育室	4月6日(月)18時30分 調布市教育会館 3階研修室
			

説明会は、お住まいの市に関わらず、いずれの会場にも参加できます。
ご来場の際は、鉄道・バス等公共交通機関のご利用をお願いいたします。

環境影響評価書案における事業の概要

概要	
所在地	東京都調布市深大寺東町七丁目50番地30外(右図参照)
敷地面積	約2.6ha
処理能力	約288トン/日
処理方式	全連続燃焼式(ストーカ炉)
主な建築物等	工場棟(高さ約28m) 煙突(高さ約100m)
工事着手年度	平成21年度 (既存建物解体撤去工事から開始予定)
供用開始年度	平成25年度(予定)



説明会で説明する環境影響評価書案の評価の結論（要旨）

	評価の結論（要旨）
大気汚染	<p>【建設機械の稼働】 敷地境界南側付近の最大着地濃度出現地点における浮遊粒子状物質濃度（日平均値の2%除外値）は0.06mg/m³、二酸化窒素濃度（日平均値の年間98%値）は0.059ppmとなり、環境基準値を下回る。</p> <p>【工事用車両の走行】 走行ルート沿道での浮遊粒子状物質濃度（日平均値の2%除外値）は0.059～0.060mg/m³、二酸化窒素濃度（日平均値の年間98%値）は0.045～0.050ppmとなり、環境基準値を下回る。</p> <p>【施設の稼働】 最大着地濃度出現地点（建設地南側約700m付近）における二酸化いおう濃度（日平均値の2%除外値）は0.0035ppm、浮遊粒子状物質濃度（日平均値の2%除外値）は0.0500mg/m³、二酸化窒素濃度（日平均値の年間98%値）は0.0354ppm、ダイオキシン類濃度（年平均値）は0.03422pg-TEQ/m³、塩化水素濃度（年平均値）0.00102ppm、水銀濃度（年平均値）0.00111μg/m³となり、環境基準値その他の評価の指標を下回る。 また、地形及び周辺建物の影響による短期濃度（1時間値）及び排ガスの短期高濃度（1時間値）の予測結果は、いずれも環境基準値その他の評価の指標を下回る。</p> <p>【関係車両の走行】 走行ルート沿道での浮遊粒子状物質（日平均値の2%除外値）は0.054～0.055mg/m³、二酸化窒素濃度は0.038～0.043ppmとなり、環境基準値を下回る。</p>
悪臭	工場棟のプラットホーム付近等から漏洩する悪臭、焼却炉稼働中の煙突から拡散する悪臭及び焼却炉休止中に煙突（臭突）から拡散する悪臭は、臭気指数10未満となり、規制基準値を下回る。
騒音・振動	<p>【建設機械の稼働】 敷地境界における建設作業の騒音レベルは61～71dB、振動レベルは62dBであり、勧告基準値を下回る。</p> <p>【工事用車両の走行】 走行ルート沿道での道路交通の騒音レベルは65～71dB(A)であり、1地点を除き環境基準値を下回る。環境基準値を上回る地点における騒音レベルは、現況とほぼ同程度となる。 道路交通の振動レベルは、昼間44～54dB、夜間44～55dBであり、全ての地点で規制基準値を下回る。</p> <p>【施設の稼働】 施設の稼働に伴う騒音レベルは、昼間で54dB、朝、夕、夜間で49dB、振動レベルの最大値は、昼間で54dB、夜間で49dBであり、規制基準値を下回る。</p> <p>【関係車両の走行】 走行ルート沿道での道路交通の騒音レベルは65～71dB(A)であり、1地点を除き環境基準値を下回る。環境基準値を上回る地点における騒音レベルは、現況とほぼ同程度となる。 道路交通の振動レベルは、昼間44～54dB、夜間44～55dBであり、全ての地点で規制基準値を下回る。</p>
土壌汚染	建設地内では、ごく一部で六価クロム化合物が確認された以外は、取り扱った履歴のある有害物質は確認されなかったが、調査地点に限られること、過去の使用形態から見て汚染が生じている可能性が残されていることから、土壌汚染の可能性を否定することはできない。 今後は、「環境確保条例」第116条及び第117条に基づき、解体予定の粗大ごみ処理施設及び調布市クリーンセンターの廃止後、土壌汚染の状況の調査を実施し、土壌汚染の状況を明らかにしていくこととする。土壌調査の結果、評価の指標に照らし、土壌汚染が確認された場合には、汚染拡散防止計画書を策定し、計画書に基づく汚染拡散防止措置を講ずることとする。
地盤	ソイルセメント連続壁、親杭横矢板等の山留工法、安定勾配を有するオープンカットにより、地盤の安定性は確保される。また、地下水流動阻害の発生程度も小さく、著しい地下水位の変動は生じないことから、地盤沈下および地盤の変形は生じない。
水循環	ごみピット及び煙突基礎部はソイルセメント連続壁によって武蔵野礫層の地下水が遮断されることになるが、その幅はそれぞれ50m、25mほどであり、ほとんど地下水の流れを分断せず、地下水は地下構造物を回りこむ。また、支持杭については、杭の間隔は約3～5mあり、地下水の流れを阻害するには至らない。
日影	工場棟、既存資源化施設、東側・北側建屋の3施設による複合日影（煙突を含まず）は、4時間日影線は敷地境界から5m未満、2.5時間日影線は敷地境界から10m未満であり、同条例に定める基準を下回る。

	評価の結論（要旨）
電波障害	東京局の地上デジタル放送（21～28ch）の遮へい障害範囲は建設地内に収まっており、建設地周辺の住宅等への反射障害は生じない。東京局の地上デジタル放送（20ch：東京メトロポリタン（MXテレビ））については、敷地境界より約1,300mの範囲で遮へい障害が生じる。 衛星放送については、建設地の北側の一部で敷地境界より数m程度、北東側の一部で敷地境界より10m程度で遮へい障害が生じると予想される。 本事業に起因する電波障害の発生が明らかになった場合には、ケーブルテレビや共同受信施設の設置等の適切な措置を講ずることにより、テレビ電波の受信障害の状態は解消できる。
景観	本施設は、現況の主要な景観の構成要素を改変することはない。新たに出現する煙突によって、地域景観の特性が変化する可能性があることから、煙突の意匠、色彩等について、周辺の住宅地等と調和するよう配慮する。また、敷地内のオープンスペースには、緑化基準を遵守した緑地を確保するとともに、屋上緑化を実施し、緑の多い施設となるよう努める。 本施設の建設により、一部スカイラインの変化や眺望の変化が予測される。本施設の工場棟北側など、建物高さを低く出来る箇所は、出来る限り低くし、スカイラインの変化や近傍からの眺望の変化を小さくするよう努める。また、工場棟及び煙突の意匠、色彩については、周辺地域に調和したものとし、周辺の景観に配慮する周辺の景観に配慮する。 本施設の設置により形態率の変化が14%を上回る範囲は、建設地南側約80m×20mの区域に限られる。この区域は東八道路の上り車線歩道部と車道部であり、圧迫感を感じるのは当該区域を通過するごくわずかな時間に限られる。
廃棄物	<p>【工事の施行中】 既存建築物の解体撤去に伴う建設廃棄物（総量）の再資源化・縮減率は、目標値（「東京都建設リサイクル推進計画」平成22年度目標値）を達成するが、コンクリート塊、木くず（木材・樹木）は目標値を下回ると予測されるため、場内外における再利用、再資源化に努める。建設混合廃棄物については、再資源化・縮減率が低いことから、分別回収を徹底し、建設混合廃棄物の発生量を抑制する。再利用できないものについては、産業廃棄物の運搬・処分業認可を受けた業者に委託し、マニフェストシステムに基づいて適正に処分する。 掘削工事に伴う建設発生土の排出量は約32,140m³、建設汚泥の排出量は約4,090m³と予測される。可能な限り埋め戻しや場内の植栽等への盛土等として使用するものとし場外への排出抑制に努める。建設汚泥は、産業廃棄物の運搬・処分業認可を受けた業者に委託し、マニフェストシステムに基づいて適正に処分する。 既存建築物等の解体撤去に伴う特別管理産業廃棄物（PCB）の排出量は約430L（約600kg）、石綿含有廃棄物の排出量は約1.3m³と予測される。既存建築物の解体撤去の際は、「建築物の解体等に係るアスベスト飛散防止マニュアル」（平成20年2月 東京都）及び「東京都ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」（平成17年10月 東京都）に基づき、安全な作業を実施するとともに、適正に回収・収集運搬、処理・処分を実施する。 建設工事に伴い、約456tの廃棄物（コンクリート塊、金属くず等）が発生し、約97t（再資源化率：約80%）が最終処分されると予測される。建設廃棄物（総量）の再資源化・縮減率は、目標値を下回っており、場内で発生した建設廃棄物の分別回収を徹底し、再資源化率の低い建設混合廃棄物の発生を抑制することによって、建設廃棄物（総量）の再資源化率の目標を達成するよう努める。再利用できないものについては、産業廃棄物の運搬・処分業認可を受けた業者に委託し、マニフェストシステムに基づいて適正に処分する。</p> <p>【工事の完了後】 施設の稼働に伴う焼却灰・飛灰の排出量は、約6,940tと予測される。また、焼却灰中より約309tの金属（鉄分）を回収すると予測される。焼却灰・飛灰については、全てエコセメント原料化し、回収した金属（鉄分）についても、全て資源化を行い、最終処分量をゼロとする。 施設の稼働に伴う汚泥の排出量は、約39tと予測される。発生した汚泥は、重金属の溶出防止処理後（キレート化）、エコセメント原料化し、最終処分量をゼロとする。</p>
温室効果ガス	本施設では、電気、灯油の使用及び廃棄物の焼却によって、約35,000t-CO ₂ /年の温室効果ガスを排出すると予測されるが、発電によって約10,000t-CO ₂ /年の温室効果ガスの削減が見込まれ、削減量を見込んだ温室効果ガスの総排出量は、約25,000t-CO ₂ /年と予測される。 本施設では、エネルギーの有効利用として、廃熱を利用して発電を実施し、周辺公共施設への電力供給、売電を行い、温室効果ガスを積極的に削減していく。また、施設内での冷暖房や給湯に余熱を利用し、さらに温室効果ガス排出量の削減に努める。 また、既存施設の解体・撤去の際は、「環境確保条例」（平成12年12月22日 都条例第215号）に基づき、回収、処理の許可を受けた回収業者及び処理業者へ委託し、温室効果ガス及びオゾン層破壊物質であるフロン類を大気中へ放出しないよう適切に処理・処分する。